

工場の新設・増設に係る



経費を補助します!

最大 5億円

工業の活性化と雇用機会の促進を図るために、新たに事業所の立地等を行う際に取得した施設や設備等の固定資産税等相当額の一部を補助します。

1 補助対象者 (次のすべての要件を満たすもの)

1. **製造業・情報通信業・自然科学研究所**を営んでいること
(※登録簿上の業種ではなく、市内事業所で営む事業内容と実態から判断します)
2. 投下資本額が大企業**3億円以上**、中小企業等**5,000万円以上**であること

2 対象地域

工業専用地域、工業地域、準工業地域 (敷地9,000㎡以上)
 五領ヶ台研究・研修パーク(めぐみが丘)、ツインシティ大神地区、市街化調整区域
 ※工場を併設しない本社のみ立地の場合は、全市域が対象となります。

3 申請の流れ



4 補助内容

<施設整備助成>

助成要件	市内への新規立地や既存工場の増設などを行う際に、 新たに取得した固定資産（土地、家屋、償却資産）の取得に要する費用。 ※家屋の取得が必須
助成額	新たに取得した 固定資産税等相当額の2分の1 を以下の期間助成する。 ・土地の取得がある場合、又は本社を有する場合：7年間 ・土地の取得が無い場合：5年間 ※助成限度額は下記(1)(2)と合わせて累計5億円



要件を満たすと、次の上乗せメニューを受けられます

(1) 市内発注奨励助成

助成要件	家屋・償却資産を市内企業に全額発注、支払いすること。
助成額	初年度に限り 対象固定資産税等相当額の2分の1 を助成する。

(2) 企業立地奨励助成

助成要件	研究所や情報通信業の用地、又は5,000㎡以上の用地を取得すること。
助成額	初年度に限り 対象固定資産税等相当額の2分の1 を助成する。

(3) 環境設備助成

助成要件	事業所の新增設に併せて、下記の設備を導入すること。
助成額	・雨水活用設備：貯水量1㎡につき5万円（限度額100万円） ・太陽光発電設備：発電能力1kwにつき10万円（限度額300万円） ・風力発電設備：発電能力1kwにつき5万円（限度額100万円） ・蓄電設備：設備導入費の25%（限度額100万円）

(4) 持続可能な経営奨励助成

助成要件	施設整備助成を受ける企業等が次の条件を満たすこと。 ・環境マネジメントシステムの認証を取得している。 ・事業継続計画（BCP）を策定している。 ・イクボス宣言企業として本市に登録されている又はくるみん認定等を受けている。 など
助成額	上記要件1件当たり30万円（重複可）

(5) 市内雇用創出助成 ※申請時期や方法が異なります。詳しくはお問い合わせください。

助成要件	事業所の新增設に併せて、 ①市内在住者を新規雇用 、又は ②市外の従業員を市内に転入 させ、1年以上継続して居住、雇用すること。
助成額	大企業30万円/人 中小企業50万円/人（限度額①②各1,000万円） ※①のみ、障がい者又は20歳未満、65歳以上の場合は、20万円/人を加算。

詳細は「企業立地促進補助金募集要領」をご確認ください。

※申請書類は市ウェブページからダウンロード出来ます。

http://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/kigyo/page-c_01591.html

■お問合せ先■ 平塚市産業振興課 TEL:0463-21-9758

E-mail:sangyo-s@city.hiratsuka.kanagawa.jp

